

愛媛県ゲイヨサンショウウオ保護管理事業計画

1 保護管理事業の目標

ゲイヨサンショウウオは、西日本に生息する止水性の両生類である。県内では、現在、今治市にのみ生息している。成体の全長は、11～12cmであり、体色は、背面が緑褐色で黒褐色の斑点が散在し、尾部の上縁に黄色条線をもち、腹面が淡色の有尾類である。

県内のゲイヨサンショウウオの生息地は、丘陵地の林床や草地で、早春に水田の溝、用水路、湿地等に産卵し、卵のうはコイル状又は紡錘形で、孵化した幼生は、初夏に変態して上陸する。繁殖場所である水辺の環境が開発や乾燥化により悪化し、個体数が減少している。

本事業は、ゲイヨサンショウウオの生息状況をモニタリングにより把握し、その生息環境の維持及び改善を図るとともに、違法捕獲等の防止対策の強化を図ることにより、ゲイヨサンショウウオが野生下で安定的に存続できる環境を保全することを目標とする。

2 保護管理事業の区域

今治市におけるゲイヨサンショウウオの分布域

3 保護管理事業の内容

(1) 生息状況等の把握

ゲイヨサンショウウオの保護管理を適切かつ効果的に実施するため、生息個体数の現状及び増減、生息地の環境改変等について、モニタリングを継続的に行い、情報の収集及び蓄積を行う。

モニタリングの結果、生息状況又は生息環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を究明した上で、必要に応じ、ゲイヨサンショウウオの保護対策を講ずる。

(2) 生息環境の維持及び改善

ゲイヨサンショウウオの野生下での安定した存続のためには、繁殖場所を確保するとともに、地形、共存する動植物等、ゲイヨサンショウウオを取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

ゲイヨサンショウウオの繁殖場所は、水田の溝、用水路、湿地等であり、その環境が開発、水量の増減等によって直ちに影響を受けると考えられることから、その維持方法及び管理方法については、ゲイヨサンショウウオの生物学的特性も踏まえた調査研究を行い、その確立を図る。

(3) 生息地の監視等

ゲイヨサンショウウオの違法捕獲、生息環境の改変等、ゲイヨサンショウウオの存続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生息地の監視等を行う。

(4) 普及啓発

本事業を実効あるものとするためには、関係行政機関、事業者、地域住民等の理解及び協力が不可欠であることから、ゲイヨサンショウウオの保護の必要性、本事業の実施状況等について普及啓発を行い、ゲイヨサンショウウオの保護への配慮及び保護活動への自発的な協力を促進する。

(5) 推進体制の整備

本事業の実施に当たっては、関係行政機関、専門家、事業者、地域住民等の連携を図り、適切な活動が展開される体制を整備することにより、本事業が効果的に行われるよう努める。